

女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づく取組の実施状況及び第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1)新規採用職員に占める女性職員の割合

	令和5年度	令和6年度
学校職員	55. 3%	49. 7%
その他職員(行政職員等)	—	100%

※「山梨県教育委員会職員仕事・子育て共同参画推進プラン」(以下「プラン」)1頁4. 対象教職員(以下同様)の実績。令和5年度はその他職員(行政職員等)の採用実績なし。

(2)職員に占める女性職員の割合

	令和6年4月1日	令和7年4月1日
学校職員	55. 3%	55. 9%
その他職員(行政職員等)	34. 4%	36. 6%
全体	53. 9%	54. 6%

(3)管理職に占める女性職員の割合

	令和6年4月1日	令和7年4月1日
学校職員	21. 3%	22. 9%
その他職員(行政職員等)	17. 2%	17. 0%
全体	20. 8%	22. 1%

(4)各役職段階における女性職員の割合

＜学校職員＞

	令和6年4月1日	令和7年4月1日
校長	14. 2%	17. 5%
教頭	27. 3%	27. 3%
教諭	58. 6%	59. 5%

＜その他職員(行政職員等)＞

	令和6年4月1日	令和7年4月1日
本庁部課長級以上	14. 3%	9. 1%
その他管理職員	18. 2%	19. 7%
初級管理監督者(副主査)以上	38. 4%	39. 6%

(5)職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

・ セクシャル・ハラスメント等対策の整備状況

各種ハラスメント防止のための要綱を職員に周知するとともに、研修等により、ハラスメントに関心、理解を促進。また、9名の相談員を配置するとともに、職員掲示板を利用した相談機能等の相談体制を整備。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1―1)男性職員、女性職員別の育児休業取得率

＜学校職員＞

	令和5年度	令和6年度
男性職員	2. 3%	25. 2%
女性職員	100. 0%	100. 0%

＜その他職員(行政職員等)＞

	令和5年度	令和6年度
男性職員	100. 0%	100. 0%
女性職員	100. 0%	100. 0%

※取得率は「当該年度以前に取得可能となった者も含め、新たに取得した者」の割合とする国と同様の方法で算出。

(1―2)男性職員、女性職員別の育児休業取得期間の分布状況(令和6年度)

＜学校職員＞

	1月以下	1月超 6月以下	6月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
男性職員	50. 0%	25. 0%	25. 0%	0%	0%
女性職員	0%	2. 0%	8. 7%	37. 3%	52. 0%

※端数処理の関係上合算が100%にならないことがある。

＜その他職員(行政職員等)＞

	1月以下	1月超 6月以下	6月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
男性職員	66. 7%	33. 3%	0%	0%	0%
女性職員	0%	0%	0%	66. 7%	33. 3%

※端数処理の関係上合算が100%にならないことがある。

(2―1)男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率

＜学校職員＞

	令和5年度	令和6年度
配偶者出産休暇	76. 9%	80. 2%
育児参加休暇	62. 3%	59. 5%

＜その他職員(行政職員等)＞

	令和5年度	令和6年度
配偶者出産休暇	100. 0%	100. 0%
育児参加休暇	100. 0%	33. 3%

(2-2)男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数の分布状況

<学校職員>

	令和5年度	令和6年度
0～4日	60.0%	63.1%
5～8日	40.0%	36.9%

<その他職員(行政職員等)>

	令和5年度	令和6年度
0～4日	0.0%	33.3%
5～8日	100.0%	66.7%

(3)職員の超過勤務の時間

	令和5年度	令和6年度
本庁	16.6時間	16.2時間
出先	4.0時間	4.2時間
全庁	9.2時間	9.3時間

※山梨県教育委員会に勤務する行政職員等の実績

※一人あたりの月平均時間

(4)職員の年次休暇等の取得状況

	令和5年度	令和6年度
年次有給休暇 平均取得日数	10.8日	9.8日

※山梨県教育委員会に勤務する行政職員等と県立学校に勤務する教育職員

※年次有給休暇平均取得日数は、各年の1月1日から12月31日まで

(5)職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- ・在宅勤務型のテレワークについては、令和元年度から本格実施。
- ・月2回の完全定時退庁日及び毎月19日に「育児・家庭の日」、「イクメン退庁日」を設定し、定時退庁を促進。